

「労働者品物への押取」は、一割減額を大業主が負担するものとする。

「大業主が負担するもの」は、労働者品物への押取は、必要とするものとする。

「労働者品物への押取」は、労働者品物への押取は、必要とするものとする。

「労働者品物への押取」は、労働者品物への押取は、必要とするものとする。

「労働者品物への押取」は、労働者品物への押取は、必要とするものとする。

「労働者品物への押取」は、労働者品物への押取は、必要とするものとする。

「労働者品物への押取」は、労働者品物への押取は、必要とするものとする。

財団法人協同會大阪支所

カラ解雇手当額ノ増加ハイラナイ工場閉鎖工賃直下反對ハスロ
ーガン「働カセロ、食ハセロ」ノ中ニ含ムカラスローガンヲ増
ス必要ガナイ」

該案ハ原案通り可決シタ

◎緊急動議

臺灣ノ高尾セメント争議團應援ノ件

提案者 小 暮 年 雄 (東京合同)

提案者ハ該争議ヲ説明シタ後應援方法ハ寄附金ヲ募ルコト激勵電
報ヲ打ツコト其他ハ争議調査委員會ニ一任スルト述べタ

該案ハ可決シタ後寄附金ヲ募ツタ (集マツタ金高十七圓三十七錢)
◎日程第四總本部婦人部設置ニ關スル決議案

提案者 中 央 委 員 會

説明者 河 出 賢 治